



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1018 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
  - 1019 " ( " )
  - 1020 " ( " )
  - 1021 " ( " )
  - 1022 " ( " )
  - 1023 " ( " )
  - 1024 " ( " )
  - 1025 " ( " )
  - 1026 " ( " )
  - 1027 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
  - 1028 " ( " )
  - 1029 " ( " )
  - 1030 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
  - 1031 " ( " )
  - 1032 " ( " )
  - 1033 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " )
  - 1034 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
  - 1035 平成19年度後期における和歌山県身体障害者福祉バス運行業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (障害福祉課)
  - 1036 県営土地改良事業の事業計画の変更(農村計画課)
  - 1037 基本測量の実施 (技術調査課)
- 公告  
入札公告 (障害福祉課)

### ○ 監査公表

- 監査公表第29号
- 監査公表第30号

## 告 示

### 和歌山県告示第1018号

和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期  
平成17年6月2日から平成19年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡湯浅町大字田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年8月13日

### 和歌山県告示第1019号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期  
平成17年6月2日から平成19年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年8月13日

### 和歌山県告示第1020号

和歌山県田辺市中三栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期

平成17年4月28日から平成19年3月29日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市中三栖の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市中三栖の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年8月13日

和歌山県告示第1021号

和歌山県橋本市吉原・神野々の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成15年4月18日から平成17年12月9日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市吉原・神野々の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市吉原・神野々の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年8月13日

和歌山県告示第1022号

和歌山県田辺市上野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月28日から平成19年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市上野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市上野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年8月13日

和歌山県告示第1023号

和歌山県田辺市稲成町の一部地区における地籍調査の成

果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月28日から平成19年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市稲成町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市稲成町の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年8月13日

和歌山県告示第1024号

和歌山県田辺市上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月28日から平成19年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市上芳養の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年8月13日

和歌山県告示第1025号

和歌山県田辺市合川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月21日から平成19年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市合川の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市合川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年8月13日

和歌山県告示第1026号

和歌山県田辺市下川下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月21日から平成19年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市下川下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市下川下の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年8月13日

和歌山県告示第1027号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
田薬 27-15	ハヤシ薬局	田辺市上の山二丁目30番17号	平成 19.7.9

和歌山県告示第1028号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
田薬 43-19	ハヤシ薬局目良店	田辺市目良31-9	平成 19.7.9

和歌山県告示第1029号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により

指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
那薬 53-14	さくら薬局	紀の川市名手市場303-2	平成 19.7.10

和歌山県告示第1030号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田薬 44-19	ハヤシ薬局	田辺市上の山二丁目30番17号	平成 19.7.10

和歌山県告示第1031号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田薬 45-19	ハヤシ薬局目良店	田辺市目良31-9	平成 19.7.10

和歌山県告示第1032号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
紀医 2-19	さくら薬局	紀の川市名手市場303-2	平成 19.7.11

和歌山県告示第1033号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
林厚男	田辺市上屋敷2-8-1	ハヤシ薬局	田辺市上の山二丁目30番17号	居宅療養管理指導	平成19.7.9
林厚男	田辺市上屋敷2-8-1	ハヤシ薬局目良店	田辺市目良31-9	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.7.9
有限会社テラ・ヘルスプロモーション	大阪市中央区西心斎橋1-10-4	さくら薬局	紀の川市名手市場303-2	居宅療養管理指導	平成19.7.10

和歌山県告示第1034号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
林玲子	田辺市上屋敷2-8-1	ハヤシ薬局	田辺市上の山二丁目30番17号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.7.10
林玲子	田辺市上屋敷2-8-1	ハヤシ薬局目良店	田辺市目良31-9	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.7.10
株式会社エグチ	和歌山市布施屋552-1	保険調剤薬局朝日海南店	海南市名高507-4	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.7.1

和歌山県告示第1035号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成19年度後期における和歌山県身体障害者福祉バス運行業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称  
和歌山県身体障害者福祉バス運行業務
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 事業経歴書
    - ウ 使用印鑑届
    - エ 誓約書
    - オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
    - カ 印鑑証明書
    - キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書及び定款
    - ク 直近2か年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあって

は青色又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

- ケ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に係る許可書又は免許状の写し
- コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
  - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - (イ) 法人事業税又は個人事業税
  - (ウ) 法人にあっては、法人県民税
  - (エ) 自動車税
  - (オ) 個人にあっては、県・市町村民税
- (2) (1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年8月21日（火）から平成19年8月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に4に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は平成19年8月21日（火）から平成19年8月27日（月）までの間に和歌山県子ども・障害者相談センターに対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年8月21日（火）

から平成19年8月29日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市毛見1437-218

和歌山県子ども・障害者相談センター

郵便番号 641-0014

電話番号 073-445-7314

ファクシミリ番号 073-446-0036

5 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年8月21日(火)現在において、次の(1)から(5)までの全ての要件を満たし、かつ、(6)から(8)までのいずれかの要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、県税及び市町村民税を滞納していない者であること。
- (4) 道路運送法第3条に掲げられた一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を営営することについて、許可又は免許を受け、現にその旅客自動車運送事業を営営している者であること。
- (5) 審査基準日(平成19年8月1日)において、直前2営業年度以上の一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の営業実績を有する者であること。
- (6) 過去5年間(平成15年度から平成19年度までの間)において、和歌山県子ども・障害者相談センター身体障害者福祉バスの受託実績を有する者であること。
- (7) 過去5年間(平成15年度から平成19年度までの間)において、和歌山県立盲・ろう・養護学校スクールバス運行等業務若しくは和歌山県立養護学校児童生徒送迎業務の受託実績又は和歌山県内の路線を運行する一般乗合用のバス(道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。)の運行実績のある者であること。
- (8) 和歌山県内に本社、本店、支店又は営業所を設置している者であること。

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年9月7日(金)までに通知するとともに、資格を有すると認められた者に対しては、一般競争入札参加資格者名簿に登録する。

7 資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から平成20年3月31日(月)までとする。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年9月12日(水)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 当該説明を求めた者に対する回答については、平成19年9月21日(金)までに書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1036号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業山畑地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業山畑地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年8月22日から平成19年9月19日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、海草振興局及び紀美野町役場

和歌山県告示第1037号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量(特定地域高精度三次元測量)

作業

2 作業期間 平成19年8月15日から平成20年3月4日まで

3 作業地域 和歌山市、海南市、有田市、岩出市

公 告

入 札 公 告

平成19年度後期における和歌山県身体障害者福祉バス運行業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年8月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成19年度

## (2) 業務の名称

和歌山県身体障害者福祉バス運行業務

## (3) 業務の仕様等

仕様書による。

## (4) 委託業務期間

平成19年10月1日(月)から平成20年3月31日(月)まで

## 2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第1035号に規定する和歌山県身体障害者福祉バス運行業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間等

## (1) 場所

和歌山県子ども・障害者相談センター

和歌山市毛見1437-218

## (2) 期間

平成19年9月7日(金)から平成19年9月14日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の(1)に同じ。

## (2) 期間

3の(2)に同じ。

## (3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県子ども・障害者相談センター

電話番号 073-445-7314

ファクシミリ番号 073-446-0036

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山県子ども・障害者相談センター2階会議室

和歌山市毛見1437-218

## (2) 日時

平成19年9月14日(金)午後1時30分

## 6 入札執行の場所及び日時等

## (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

5の(1)に同じ。

## イ 入札日時

平成19年9月26日(水)午後1時30分から

## ウ 開札場所

5の(1)に同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県子ども・障害者相談センターの職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をも

って申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない、和歌山県子ども・障害者相談センターの職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県子ども・障害者相談センター

(2) 所在地

和歌山市毛見1437-218

電話番号 073-445-7314

ファクシミリ番号 073-446-0036

監査公表

和歌山県監査公表第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成19年8月1日、2日及び3日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年8月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修一郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県税事務所	平成19年8月1日
和歌山県子ども・障害者相談センター	"
和歌山県工業技術センター	"
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	"
和歌山下津港湾事務所	"
和歌山県立和歌山西高等学校	"
和歌山県立和歌山東高等学校	"
財団法人和歌山県国際交流協会	"
財団法人和歌山県文化振興財団	平成19年8月2日
財団法人和歌山県交通安全協会	"
特定非営利活動法人わかやまNPOセ	"

ンター	
社団法人和歌山県青少年育成協会	"
社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会	"
社団法人和歌山県歯科医師会	"
MIDファシリティマネジメント株式会社	"
財団法人和歌山県勤労福祉協会	"
はまゆうグループ	"
財団法人和歌山県スポーツ振興財団	"
特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ	"
和歌山クルーザーマリーナ運営共同企業体	"
有限会社ベイサイド和歌浦	"
海草振興局総務室	平成19年8月3日
海草振興局健康福祉部	"
海草振興局産業振興部	"
海草振興局建設部	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

和歌山県税事務所

県税の未収金については、組織的な体制の整備を図り滞納整理に努力された結果、平成18年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約8億5,417万円と前年度末に比べ、約7,745万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉や広範かつ徹底した資産調査等により滞納者の現況把握に努め、特に高額滞納者に対する優先的な取組に重点を置くなど滞納整理の強化を図るとともに、個人県民税の未収金(大口で悪質なもの)については、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく、県の直接徴収を継続実施する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

和歌山県子ども・障害者相談センター

児童福祉施設負担金の収入未済額は、平成18年度末で約2,815万円であり、前年度と比較して約36万円減少し、徴収努力はされているが依然として多額である。

今後とも、新規の未収金の発生を防止するため、口座振替の推進等、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金については未納者の実態把握に努め、引き続きより一層の債権管理に努められたい。

和歌山下津港湾事務所

港湾施設使用料等の未収金については、平成18年度末で約2,550万円となり、前年度に比べ約1,184万円も増加している。

このうち、約1,176万円もの滞納をしている者がある。

悪質滞納者については、施設の使用停止、許可

の取消しなどの法的な措置を講じる等、未収金の減少に一層努力されたい。

海草振興局健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約680万円となり、前年度末に比し約19万円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、特に懸案となっている過年度貸付分の未償還金については、連帯借主や連帯保証人に対し償還を求めるなど、引き続き厳格かつ組織的な債権管理に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県立紀伊コスモス養護学校	"
和歌山県和歌山東警察署	"
和歌山県和歌山西警察署	"
和歌山県和歌山北警察署	"
和歌山県海南警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成19年7月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年8月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修一郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
和歌山県立文書館	平成19年7月26日
和歌山県消防学校	"
和歌山県環境衛生研究センター	"
和歌山県動物愛護センター	"
和歌山県消費生活センター	"
和歌山県男女共生社会推進センター	"
和歌山県立仙溪学園	"
和歌山県女性相談所	"
和歌山県立図書館	"
和歌山県立近代美術館	"
和歌山県立博物館	"
和歌山県立紀伊風土記の丘	"
和歌山県立自然博物館	"
和歌山県立和歌山北高等学校	"
和歌山県立和歌山高等学校	"
和歌山県立向陽高等学校・中学校	"
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	"
和歌山県立星林高等学校	"
和歌山県立和歌山工業高等学校	"
和歌山県立和歌山商業高等学校	"
和歌山県立海南高等学校	"
和歌山県立大成高等学校	"
和歌山県立青陵高等学校	"
和歌山県立陵雲高等学校	"
和歌山県立和歌山盲学校	"
和歌山県立和歌山ろう学校	"
和歌山県立紀北養護学校	"